

「長野市と信州大学との連携によるスタートアップ創出業務委託」実施要領に関する質問への回答

	質問事項	回答	回答日
1	<p><p.2 第4(5)> 第4(提案者に求められる資格要件)に「(5) 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納している者でないこと。」とあるが、長野市内に事務所を設置していない場合、どうすればよいか。 なお、拠点がある所管行政庁が発行する納税状況の書類の提出は可能である。</p>	<p>資格要件を満たしているかどうかを判断するため、長野市内に事務所を設置していない場合は、事務所が設置された所管行政庁が発行する「法人事業税」及び「法人都（市町村）民税」に係る納税証明書を提出してください。</p>	9月12日
2	<p><p.1 第4(2)> 「長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、名簿に登録されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、優先交渉権者となった場合は、契約の締結前に同名簿への登録ができること。」と記載があるが、現在名簿に登録されていない法人については登録ができるという認識で良いか。</p>	<p>長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていない者については、通常年度途中での随時受付は行っていませんが、本プロポーザルにおける優先交渉権者となった場合は、同名簿への登録が可能となりますので、所定の手続きを行っていただくようになります。</p>	9月14日